堺市営住宅の使用料及び保証金の減免等に関する要綱（抜粋）

（一般減免）

第２条　市長は、入居者(同居のすべての人を含む。以下同じ。)の認定月収(条例第１４条第３項の規定により市長が認定した額。以下同じ。)が公営住宅法施行令（昭和２６年政令第２４０号。以下この条において「令」という。）第２条第２項の表（以下「収入区分の表」という。）の最も低い区分に該当する場合で、次のいずれかに該当するときは、申請に基づいて当該入居者に係る住宅使用料を減免することができる。

⑴ 入居者が生活保護法（昭和２５年法律第１４４号）第１１条第１項第３号に規定する住宅扶助を受け、又はその受給資格を有する者であって、次のいずれかの場合に該当するとき。

ア　その者の居住する住宅の住宅使用料が生活保護法による保護の基準(昭和３８年厚生省告示第１５８号)別表第３の２の住宅扶助基準額を超えているとき。

イ　略

⑵　略

（減免等の申請）

第９条　住宅使用料の一般減免若しくは特別減免又は住宅使用料若しくは保証金の徴収猶予（第１１条において「減免等」という。）を受けようとする者は、堺市営住宅使用料減免等申請書（様式第１号）に、必要書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に必要と認めるときは、別に定める申請書を用いることができる。

２　住宅使用料の一般減免を受けている者が、年度を超えて引き続き一般減免を受けようとするときは、毎年２月１日から３月３１日（その日が堺市の休日に関する条例（平成２年条例第２０号）に定める休日にあたるときは、その前日）までの間に改めて新年度に係る一般減免の申請をしなければならない。

（事由消滅の届出）

第１１条　減免等を現に受けている者は、減免等の事由が消滅したときは、速やかに必要書類を添えてその旨を市長に届け出なければならない。

２　市長は、減免等を現に受けている者について減免等の事由が消滅したと認めるときは、減免等を取り消すものとする。